

平成30年6月

京都市行財政局
税務部税制課担当課長
(担当:大野,辻村 電話 075-708-5016)

京都市宿泊税条例を10月1日から施行いたします

平素は、京都市政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、京都市では、国際文化観光都市京都の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、京都市宿泊税条例を**平成30年10月1日から施行**することとしました。

記

1 本市が導入する宿泊税の概要

(1) 目的

国際文化観光都市京都の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を課します。

※ 平成30年度予算における宿泊税の使途は主として以下のとおりです。

ア 混雑対策

(例) 観光案内標識の設置・改良, 安心・安全な東大路歩行空間創出事業, 市バスの混雑対策(前乗り後降り方式導入)への支援など

イ 民泊対策

(例) 通報・相談窓口の体制強化, 現地調査員(見回り部隊)の増強など

ウ 宿泊事業者支援

(例) 旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援

エ 受入環境の整備

(例) 外国人観光客マナー啓発, 観光地周辺のトイレ洋式化, 京都観光オフィシャルサイトの機能強化(観光地の分散化や京都の生活スタイル・習慣の周知)など

オ 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全

(例) 京町家の改修助成制度の創設・拡充, “京都を彩る建物や庭園”助成制度, 歴史的町並み再生事業, 無電柱化事業など

(2) 課税対象

宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課します。

※ ホテル, 旅館, 簡易宿所等のほか, いわゆる違法民泊等への宿泊者も含めた, すべての宿泊者が対象となります。

(3) 課税免除

修学旅行その他の学校行事に参加しているもの及びその引率者に対しては、宿泊税を課しません。

(4) 税率

宿泊者1人1泊につき次に掲げる区分とします。

ア 宿泊料金が2万円未満である場合	200円
イ 宿泊料金が2万円以上5万円未満である場合	500円
ウ 宿泊料金が5万円以上である場合	1,000円

(5) 徴収の方法

特別徴収の方法（宿泊事業者の方が税を徴収し、市に納入していただく方法）によります。

(6) 課税の開始時期

平成30年10月1日

2 その他

宿泊税に関する様々な情報を以下のホームページに掲載しておりますので御覧ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/4-3-9-0-0-0-0-0-0-0.html>

【お問合せ先】

京都市行財政局税務部税制課（担当：大野，辻村）

電話 075-708-5016

（京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル6階）